

近畿学校保健学会通信

No. 31

昭和52年3月18日

第24回近畿学校保健学会事務局

(〒657) 神戸市灘区鶴甲1丁目2番1号

神戸大学教養部保健体育学科内

TEL 078-881-1212 内線 6306・6307

第24回近畿学校保健学会の開催にあたって

第24回近畿学校保健学会々長 美崎 教 正

近畿学校保健学会も、誕生以来、24年を迎え、学会として独立すべき時期に来たと考えられます。今日、兵庫において、その学会を主催することとなりました。時を同じうして、今秋には、同じ兵庫県で全国学校保健大会が開かれます予定で、会員の皆様方にも、特に学校保健に関心をたかめておられることと存じます。

そこで、今回の学会も、学校保健の根本である健全なる国民の育成並に健康教育のあり方について広く検討、研究、実践する場でありますことは勿論ですが、学校教育の基盤としての学童の体力問題に関しましては、すでに多くの成果と実践がなされているもので、更に昨年度の本学会の主題として取上げられましたことにより、学校保健の中での体力の問題の位置づけを確立したものととして、第23回近畿学校保健学会のもつ意義は大なるものがあったと考えます。

しかし、一方、精神面に関する健康教育につきましては、その実践面の困難性もあって軽視される傾向があると考えられます。

そこで今回は、最近義務教育段階でも取上げられている性教育の問題を学校保健の立場から考えてみますとき、誠に意義深いものがあると思われます。この問題は多分に興味本位に取扱われがちですが、性生活の人間生活の場での占める位置の大きさと意義を考えますとき、この問題に真剣に取り組むべきことは云うまでもないことで、しかも精神機能の発達途上にある学童を対象とする学校教育の場で、それぞれ精神発達の度合に合わせて取組んでゆく必要性を痛感致します。

充実した性生活の基本は、まず、当事者の人間性の充実が要求され、特に人間の人間たるゆえんである精神機能の円満なる発達に負うところが大きいです。この意味において今回は、小児期の精神機能の発達の様相を探り、それを基盤として、男女の人間関係としての性生活について、まず、学校保健関係者が認識を新にし、そこから健康教育、人間教育としての性教育を学校教育の場で取組んでいくことの必要性を強調する機会としたいと思います。このような意図で、特別講演では、小児精神医学の権威である神戸大学医学部教授、黒丸正二郎先生に、小児の精神構造の特徴と、その発達に関する講演をお願いし、それをふまえて、引つづきシンポジウムとして、性教育に関する各界の方々の発言を参考にしながら、会員全員参加による討議を重ねて、今後の学校における性教育の基本姿勢について、一つの方向づけをしてみる試みを計画致しました。会員の皆様の積極的な参加を希望する次第です。なお一般講演につきましては、このテーマに関係なく、学校保健に関するものなれば何でも結構ですので振って御参加下さいますよう重ねてお願い申し上げます。

第23回 近畿学校保健学会を終えて

第23回 近畿学校保健学会長 山 岡 誠 一

(京都教育大学 教授)

梅雨期ではありましたが幸にも天の恵みを得て、初夏の太陽が微笑んだ6月29日、約400名の皆様をお迎えして、第23回近畿学校保健学会の総会を盛大に開催することができました。これひとえに会員の皆様方の学校保健に対する熱意、ないしは関心の高まりによるものと歓喜の念に耐えません。とくに東京や東海地域からも参加を得たことは、近畿学校保健学会の先輩たちの成果が評価されつつあるものと存じ、同慶の致りでございます。

第23回学会は、午前中2会場にわかれて24題の貴重な研究や実践成果の発表とこれに対する真摯な討論が繰り返され、午後は総会のあと、船川幡夫教授（日本女子大学）の“健康診断、体力診断の諸問題”と題する特別講演、先生の永年の御研鑽と豊かな御体験の結晶を拝聴し、また“学校における健康、体力づくり”をテーマとしたシンポジウムに時の経つのも忘れて夕刻6時頃まで論議が続き、有意義な1日を送ることができました。（特別講演やシンポジウムの概要は日本学校保健学会の機関紙「学校保健研究」の19巻3号（本年3月発刊）に掲載される予定になっていますので再読いただければ幸いです。）

次に、学会当日の総会において、西田義文（京都市学校医会、日本学校医会顧問）、宮田尚之（京都大学名誉教授、日本WHO協会常務理事）の両先生を本会の名誉会員として、満場拍手のもとに推挙されました。西田先生は昭和9年以降現在まで学校医として児童生徒の健康管理に献身、学校保健に対する学識、経験も豊かで京都府・市の学校医会長や日本学校医会副会長の要職を歴任、その功績により文部大臣表彰を始め数多くの功労賞を受けられ、また長年、本会の評議員として尽力いただきました。宮田先生は京都大学教授として健康学の研鑽のかたわら学生の健康診断、健康相談に尽瘁され、さらに全国の大学に保健管理センター設置の制度を開拓して昭和50年の春定年御退官、本学会に対しても評議員として、また特別講演やシンポジウムの講師として御指導いただきました。ここに両先生の功績を讃えとともに、今後の御健康と御発展をお祈り申し上げます。

最後に、第23回近畿学校保健学会に対しての会員の皆様方の御理解、評議員や幹事として御支援いただいた諸先生方、ならびに共催者として御援助賜った京都府、市両教育委員会に対して厚く感謝いたします。なお次期学会は、新進気鋭の神戸大学教授、美崎教正会長のもとに、神戸市で開催されます。第23回学会に賜った皆様方の御声援を次期大会にも引き続いて寄せられ、より盛会に、より進展することを願って御挨拶いたします。

(1977, 1. 15 記)

第23回 近畿学校保健学会決算報告書

収 入 の 部		支 出 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
会 費 一般会員会費 1000円×331人 評議員会費 1500円×72人 参 加 費 200円×384人	515,800円	印 刷 費 (学会通信 No. 29, 30) (講演予稿集, 案内状他)	384,600円
補 助 金 京都府教育委員会 150,000円 京都市教育委員会 150,000円	300,000	謝 金 (特別講演, シンポジウム講師) (学生アルバイト)	285,000
雑 収 入 (広告掲載料, 展示料)	255,000	公 場 費 (会場借用料, 会場設営費)	110,450
		公 議 費 (幹事会茶菓, 評議員会弁当)	71,900
		通 信 費 (郵便料, 電話料 他)	149,090
		雑 費 (文房具, コピー代 他)	69,760
合 計	1,070,800	合 計	1,070,800

第24回 近畿学校保健学会開催要項

1. 会 長 美 崎 教 正 (神戸大学教授)
2. 事 務 局 神戸大学教養部, 保健体育学科内
第24回 近畿学校保健学会事務局 (代表 家治川 豊 教授)
〒 657 神戸市灘区鶴甲1丁目2番1号
TEL 078-881-1212 内線 6306・6307
郵便振替口座 神戸 3975
3. 開催期日 昭和52年6月10日 (金)
4. 会 場 兵庫県民会館9階ホール (兵庫県庁南側)
神戸市生田区下山手通4丁目57-4 (TEL 078-321-2131)
5. 内 容 評議員会, 総会
一 般 講 演
特 別 講 演
神戸大学医学部教授 (精神神経科)
黒 丸 正四郎 先生
シンポジウム
テーマ「人間教育としての性教育」

6. 学会参加申込み

学校保健に関心のある方は誰でも参加できます。学会当日会場で受付いたしますが、5月20日までに会費1,000円 (評議員は1,500円) 及び参加資料代500円を前納して申込まれた方には学会プログラムの送付等の連絡をいたします。

7. 一般演題申込み

発表希望者は別紙申込み用紙に必要事項を記入の上、昭和52年4月25日 (月) 必着で学会事務局まで申込んで下さい。学会講演集用のオフセット印刷原稿は、昭和52年5月20日 (金) までに提出して下さい。原稿用紙は演題申込み者に折返しお送りいたします。

近畿学校保健学会々則

第1章 名称及び事務所

- 第1条 本会は近畿学校保健学会と称する。
第2条 本会の事務所は学会々長のもとにおく。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は学校保健に関する研究を行い、健康で文化的な学校生活に寄与することを目的とする。
第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 総会及び研究会の開催
 2. 会誌及び図書の刊行
 3. 学校保健に関する調査研究
 4. 講習会の開催
 5. その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 構成及び会員

- 第5条 本会は近畿地方に在住する学校保健関係者並びに本会の趣旨に賛同するものをもって構成する。
第6条 会員をわけて次の三種とする。
通常会員 賛助会員 名誉会員
第7条 通常会員は本会の趣旨に賛同し会費を納めたものとする。
第8条 賛助会員は本会の目的を達成するために賛助の意を表し、評議員会の承認を経たものとする。
第9条 名誉会員は学校保健に関し、学識、経験に富み、また本会に功労のあったもので、評議員会で推薦されたものとする。
第10条 会員は会費を滞納し、若しくは本会の名誉をけがす行為があったときには評議員会の議決により除名することができる。

第4章 役員

- 第11条 本会に次の役員をおく 1.会長 1名
2.副会長 若干名 3.評議員 若干名
4.幹事 若干名
第12条 役員の任期は1ヶ年とし、評議員及び幹事は留任をさまたげない。
第13条 会長は学会開催地の会員のうちから評議

員会において選出する。副会長は会長が委嘱する。

会長は本会の会務を統括し、本会を代表する。副会長は会長を助け、会長に事故あればこれを代理する。

- 第14条 評議員及び幹事は会長が委嘱する。評議員は本会の運営に関する事項を評議し、幹事は会長の依頼を受けて会務を処理する。

第5章 会議

- 第15条 会議は総会、評議員会及び幹事会とする。
第16条 総会は毎年1回これを開く。必要に応じ臨時総会を開催することができる。
第17条 会長は総会開催にあたって臨時に若干の総会役員をおくことができる。
第18条 評議員会は会長これを召集し、重要事項を審議する。
第19条 幹事会は会長これを召集し、その議長となり、総会、評議員会から委任された事項及び会長が必要と認めた緊急事項を処理する。

第6章 会計

- 第20条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもってあてる。
第21条 本会の会計年度は総会から次期総会までとする。
第22条 本会の決算は評議員会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

雑則

- 第23条 本会則の変更は総会の決議によるものとする。

附則

- ① 会費は通常会費1,000円、評議員は会費の他に500円を納めるものとする。
② 本会則は、昭和28年6月29日より施行する。

昭和33年6月13日一部改正
昭和39年5月17日一部改正
昭和49年9月6日一部改正